協議第６３号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、下記のとおり提案します。

平成１５年　7月　2日　提　出

修善寺町外3町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

事務組織及び機構の取扱いについて
（１）現在の修善寺町役場を本庁とし、現在の土肥町役場、天城湯ケ島町役場及び中伊豆町役場を支所とする。 （２）新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。 （３）新市の組織・機構については、次の方針に基づき整備する。 ①市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構 ②簡素で効率的な組織・機構 ③新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 ④指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 ⑤地方分権や行政課題に迅速に対応できる組織・機構

平成１５年　　月　　日 確認